

## 浜中町地域企業振興プロジェクト設置要綱

### (設置)

第1条 オールはまなか創造隊から提供される地域企業等の振興に対する意見や課題のほか、地域企業の安定化および活性化に向けた具体的な取組みを検討・計画するとともに、地域企業振興施策の効果や進捗状況を精査させるため、浜中町地域企業振興プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を置く。

### (所管事項)

第2条 プロジェクトは、次に掲げる事項を所管する。

- (1) オールはまなか創造隊から提供された課題や意見に関すること。
- (2) 町が実施している地域企業振興施策の効果や進捗状況の精査に関すること。
- (3) 地域企業の安定化および活性化に向けた具体的な取組みに関すること。

2 プロジェクトは、前項に掲げる事項について検討・協議し、浜中町地域企業振興審議会に諮る議題として、その検討・協議した結果を町へ報告する。

### (組織)

第3条 プロジェクトは、次に掲げる者で組織する。

- (1) 町内各産業団体の青年部長 各1名以内
- (2) 商工会副会長 2名以内
- (3) 同友会くしろ支部ルパン浜中地区会副会長および幹事長 2名以内
- (4) 観光協会副会長 2名以内
- (5) 大地みらい信用金庫浜中支店長
- (6) 地域経済に関する学識経験者 1名以内
- (7) 商工観光課、企画財政課、農林課、水産課、教委管理課の管理職又は担当係長
- (8) その他町長が必要と認める者

2 プロジェクトのオブザーバーとして、商工会および同友会事務局職員を加えるものとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 前条第1項に掲げる者のうち職域を代表している者は、その職を離れたときは委員の職を失う。

### (委員長および副委員長)

第4条 プロジェクトに委員長および副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、プロジェクトを代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトの会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、本要綱施行後の最初の会議については、町長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 プロジェクトの庶務は、商工観光課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。